

秋田県公安委員会告示第47号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機については、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められるので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は公示の日から3年間とする。

令和8年6月30日

秋田県公安委員会委員長 藤田 貴子

通知 番号	申請者・製造業者	種 類	型 式 名	検定番号
107	株式会社ディ・ライト 代表取締役 市原 高明 東京都港区港南二丁目16番1号	ぱちんこ	e 中森明菜・歌姫伝説 ～FORFANS～M H J N	第610427号